

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令について

平成21年5月
海事局海技課

I. 改正の背景

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づき、海技免許に係る資格や試験の種別、試験の受験に必要な乗船履歴、特定の教育課程を卒業した者に対する乗船履歴の特例等について定めている。

近年、内航船員の高齢化は著しく、後継者の不足が深刻化しており、若年者に内航船員になりやすい道を開き、その育成・確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、若年者による海技資格の取得を促進する措置として、新たに、船舶の運航等に関する学術を教授する専修学校の卒業者に対する乗船履歴の特例を定める等所要の措置を講じようとするものである。

II. 改正の概要

1. 船舶の運航に関する学術を教授する学校教育法（昭和22年法律第26号）上の専修学校の課程を卒業した者等について、6級海技士（航海）試験を受けるために必要な乗船履歴の特例を新設し、その乗船履歴を8月以上とする。
2. 6級海技士（航海）第1種養成施設の課程にあつては、告示で定める基準に適合する練習船による実習を行うものとする。
3. その他所要の改正を行うこととする。

III. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成21年7月上旬
施 行 平成21年7月上旬